

## 主な指摘事項

第1回作業部会 指摘事項		
該当条文	委員質問	事務局回答
附則他	定期的な条項の見直しをしてほしい。	
第10条他	何をいつまでにやるのか、条例に謳えないのであればアクションプランを検討してほしい。	ガイドラインを定め、語句を丁寧に説明し、具体的な取組について示していきたい。 条例の定期的な更新は技術的課題が大きいことから、計画に計上することで定期的な見直しを担保することとしたい。
全体	ガイドライン等を作り、条例を都度修正するのではなく、条例の細則で対応していくべきではないか。	
全文 第1条	前文や目的など、この条例が何を目的としているのかわかりにくい。 結局は障がいのある人とない人のコミュニケーションに課題があるということであれば、そこに重点を置いたものにし、わかりやすくするべきではないか。	所要の見直しを行う。
第3条 第1項 (5) 他	間接差別も禁止の対象とした場合、国が踏み込んでいないものに対して、市が禁止する理由が見つからないのではないか。	直接差別のみを差別の対象とすることで見直す。
第3条 第1項 他	語句の定義がわかりにくい点がある。難しい言葉やあいまいな表現について検討が必要ではないか（不均等待遇、第建設的対話等）	条例本文で対応できない箇所についてはガイドライン等によって示したい。
第5条 第6条	事業者も市民も義務や努力義務を押し付けられるばかりで、行政が何をするのかを示す必要があると思う。	努力義務の書きぶりを見直すとともに、責務を役割と変更する。また、行政の役割についても別途示していきたい。
第11条 第12条	具体的に差別事案が発生した際に、どのように対処するのかをわかりやすくすべきではないか。	別途条建てし、相談等についての手続機関を設ける。
前文 全体	芦屋市らしさがないなかで、条例を作らなくてはいけない理由を明確にしてはどうか。	前文等で明確にしていきたい。
第10条	障害福祉計画を知らない。可視化された手続で計画しているのかわからない。	協議の経過等については、協議会を通じて報告し、HPなどを通じて広く周知できるものと考えている。
全体	罰則がないのに効力があるのか疑問。他の条例でもあるように違反者は公表すべきではないか。	主張は尊重すべきものであるが、罰則自体は、法の上乗せであることや本条例の目的ではないので、対応できない。
全体	条例としては書き過ぎではないか。	ガイドラインにおいて、より具的な説明をしていきたい。
全体	条例が形骸化しない取組みはできないか。 予算措置やあっせんの仕組みがないのであれば、市が条例を作る意義がなくなってしまう。	予算措置については、予算を硬直化することになり内部協議しているものの課題であると認識している。あっせん手続については所轄の法務局との調整が必要。 形骸化は避けるべきだと考えるため、毎年の差別解消の取組みを評価する委員会を設置することで、具体的な取組について関係者が参加し、取組みをブラッシュアップできるように考えたい。

## 主な指摘事項

第2回作業部会 指摘事項		
該当条文	委員質問	事務局回答
附則	定期的な見直しができるように、見直し条項を設けてほしい。	他の条例との整合性もあるため、条例等での明確に定期的な見直し条項を設けるのは難しい。
全体	具体的に何をするのがわかりにくい。一般の市民の方では、よりわかりにくいのではないか。	啓発冊子に限らず色々な手段で情報発信し、アクションプランを示す中で理解促進に努めていきたい。
全体 第2条	罰則がないのであれば、実行性が担保出来ないのではないか。	理念条例であり、障がい者差別の理解に差がある中で、強制力を行使するのは理解が及んでいない中では非常に難しく、差別解消の理念を理解してもらうことが本旨。理念条例の側面もあり、条例の範囲が市内に限定されているため、罰則の適用も不平等になる恐れがある。
第11条	第11条の2項の具体的な対応方法について仰々しい気がする。虐待については法律を根拠に手順が定められているが、差別解消についてはどのように進めていくものと考えているのか。	虐待ケース同様の対応マニュアル等があることが望ましいとは考えるが、現時点で具体的な案はない。先行する団体の事例では、そもそも相談者や窓口職員の感度によって差別事案になるか否かの問題になっている。まずは事例を集め、差別の普及啓発の窓口となることから始めていきたい。もし、差別事案と思われる事案が発生したら相談窓口があることが重要と考える。
全体	これまで、何が障がい者差別であるのかわからなかった中で、この条例ができる意味は大きいし、事業者として歓迎する。学校等での普及啓発が重要になるように思う。	理解促進・普及啓発はこの事業の核心であり、障がいのある人を取り巻く課題の多くが、障がいのある人・ない人、ある人同士等のコミュニケーション不足にあると感じる。障がいへの理解をすることで、地域社会が障がいのある人が受け入れやすくなるように条例の目的を達成できればと思う。